

○三重県環境審議会条例

三重県環境審議会条例

平成六年七月一日
三重県条例第三十三号

改正 平成 七年 三月一五日 三重県条例第六号 平成一〇年 一月二三日 三重県条例第一号
平成一二年 三月二四日 三重県条例第三九号 平成一六年 三月二三日 三重県条例第五号

三重県環境審議会条例をここに公布する。

三重県環境審議会条例

(設置)

第一条 環境基本法（平成五年法律第九十一号）第四十三条第一項の規定に基づく審議会その他の合議制の機関として、三重県環境審議会（以下「審議会」という。）を置き、その組織及び運営に関しては、同条第二項の規定に基づき、この条例の定めるところによる。

全部改正〔平成一二年条例三九号〕

(組織)

第二条 審議会は、委員三十人以内で組織する。

(委員)

第三条 委員は、環境の保全に関し学識経験のある者、県議会の議員及び関係行政機関の職員のうちから、知事が任命する。

2 学識経験のある者のうちから任命された委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第四条 審議会に、会長一人及び副会長二人を置く。

2 会長及び副会長は、委員が互選する。

3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、あらかじめ会長の定めた順序で、その職務を代理する。

(会議)

第五条 審議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 審議会の会議は、委員の二分の一以上が出席しなければ開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員の過半数が決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(専門委員)

第六条 審議会に、環境の保全に関する専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、専門の学識経験のある者の中から、知事が任命する。

(部会)

第七条 審議会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

2 部会に属させる委員及び専門委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、その部会に所属する委員がこれを互選する。

4 部会長は、部会の会務を掌理する。

5 部会長に事故があるときは、当該部会に所属する者の中からあらかじめ部会長が指名した者が、その職務を代理する。

(幹事)

第八条 審議会に、幹事若干名を置く。

2 幹事は、知事が指定する部内の職及び三重県教育委員会事務局の職にある者をもって充てる。

3 幹事は、審議会の所掌事務について、委員及び専門委員を補佐する。

(庶務)

第九条 審議会の庶務は、環境森林部において処理する。

一部改正〔平成七年条例六号・一〇年一号・一六年五号〕

(雑則)

第十条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成六年八月一日から施行する。
(三重県公害対策審議会条例の廃止)
- 2 三重県公害対策審議会条例(昭和四十六年三重県条例第四十号)は、廃止する。
(三重県公害防止条例の一部改正)
- 3 三重県公害防止条例(昭和四十六年三重県条例第四十六号)の一部を次のように改正する。
第六条第三項中「三重県公害対策審議会」を「三重県環境審議会」に、「きかなければ」を「聴かなければ」に改める。

附 則(平成七年三月十五日三重県条例第六号抄)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成七年四月一日から施行する。
附 則(平成十年一月二十三日三重県条例第一号抄)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成十年四月一日から施行する。
附 則(平成十二年三月二十四日三重県条例第三十九号)
この条例は、平成十二年四月一日から施行する。

附 則(平成十六年三月二十三日三重県条例第五号抄)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成十六年四月一日から施行する。